

中期目標・中期計画 一覧表

(法人番号 22) (大学名) 東京大学

中 期 目 標	中 期 計 画
(前文) 大学の基本的な目標 1. 東京大学の特色 我が国最初の国立大学である東京大学は、人文学と社会科学と自然科学にわたる広範な学問分野において知の発展に努め、基盤的なディシプリンの継承と拡充を図るとともに、学際研究や学融合を媒介とする新たな学問領域の創造を進めてきた。東京大学は、一方で知の最先端に立つ世界最高水準の研究を推進し、活発な国際的研究交流を行って世界の学術をリードするとともに、他方で教養学部を責任部局とする前期課程教育体制を堅持して、リベラルアーツの理念に基づく教養教育を学生に施し、広い視野と知的基礎を持つ学生を育成している。そして、そのような世界最高水準の研究と充実した教養教育とを基盤として、多様で質の高い専門教育を学部と大学院において展開し、日本のみならず世界各地からも多くの学生を集めて、世界的教育研究拠点の役割を果たしている。 2. 東京大学の使命 世界的教育研究拠点である東京大学の最大の使命は、教育の質と研究の質のさらなる高度化を図り、そのことを通して、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することにある。東京大学が育成を目指す人材は、自国の歴史や文化についての深い理解とともに、国際的な広い視野を有し、高度な専門的知識と課題解決能力を兼ね備え、強靱な開拓者精神を持ちつつ人類社会全体の発展に貢献するために公共的な責任を自ら考えて行動する、市民的エリートである。 このような使命を遂行するため、東京大学は「開かれた大学」として、東京大学で学ぶにふさわしい資質・能力を有する国内外の全ての者に広く門戸を開くとともに、国内のみならず国際的にも社会との幅広い連携を強化し、大学や国境を超えた教育研究ネットワークを拡充させることにより、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、多様性を基盤としつつ、全学的に卓越した教育研究とその成果の社会への還元を推進する。	

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織 1 中期目標の期間 平成28年4月1日～平成34年3月31日までの6年間。 2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部及び研究科等並びに別表2に記載する国際共同利用・共同研究拠点、共同利用・共同研究拠点及び教育関係共同利用拠点を置く。	

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標**1 教育に関する目標****(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標**

- ① 教育の国際化・実質化・高度化を推進し、初年次教育等の新たな教育プログラムを実装しつつ、前期課程及び後期課程の学士課程を通じ、幅広い教養や総合的判断力等の資質・能力の涵養を図るとともに、専門分野の基礎と社会性を身に付けた人材を育成する。

【1】

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置**1 教育に関する目標を達成するための措置****(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置**

- ①-1 学生の主体的な学びを促進し、学問の基礎となる力を向上させるため、前期課程においては平成27年度から導入した全学生必修の初年次ゼミナールを毎年ブラッシュアップして定着させる。また、すでに実施している英語の習熟度別授業や、外国人教員が担当する少人数での発信型英語教育を、継続的なFDの実施によってさらに充実させ、英語の運用能力を向上させるとともに、外国語による授業科目を充実させる。学部英語コース（PEAK）生については、日本語教育等をさらに充実させ、進路の選択肢を拡大させる。【1】

- ①-2 各学部の学位授与方針に基づく厳格な成績評価と卒業認定を引き続き行いつつ、後期課程における分野横断的な教育・教養教育・倫理教育や外国語による専門教育を充実させる。具体的には、すでに実施している学部横断型教育プログラムや後期教養教育などの着実な運用に加え、後期課程グローバルリーダー育成プログラム（GLPⅡ）の実施などを通じて専門を越えた多様な学びの場の普及・展開、及び短期招聘等を含む外国人教員や外国人研究者による外国語を用いた専門教育を拡大する。【2】

- ①-3 卓越した学生をより鍛えるため、優秀な学部学生が早期に大学院レベルの教育を受けられるような制度を整える。【3】

- ①-4 4ターム制などを活用して、国内外のサマープログラム、インターンシップ、ボランティアなどの社会活動、留学生との交流などの多様な学習体験の機会を拡充する。具体的には、学部4年間（学部によっては6年間）を通じて20%以上の学生が多様な学習体験に参加できるよう、体験活動プログラム、初年次長期自主活動プ

② 大学院では、修士・博士・専門職学位の各課程において、自ら考え、新しい知を生み出し、人類社会のための知の活用を目指して行動する意欲満ち溢れた人材（「知のプロフェッショナル」）を育成する。【2】

プログラム、サマープログラム等を整備・拡充する。【4】

②-1 国内外の各界で活躍する「知のプロフェッショナル」を育成するため、大学院では引き続き高度な専門性と研究能力を養うとともに、学問領域や社会の必要性に応じた領域融合的・境界横断的な教育を強化する。また、研究倫理教育を徹底する。【5】

②-2 「知のプロフェッショナル」育成の先駆的な試みとして、修士・博士一貫の部局連携型学位プログラム「国際卓越大学院」を創設し、世界トップレベルの研究体制の魅力を活かして、世界中から優秀な人材を集める。さらに、産官学のネットワークを活かし、優秀な社会人の研究能力を強化する仕組みも整備する。【6】

(2) 教育の実施体制等に関する目標 ① 学士、修士、博士及び専門職学位の課程における教育体制を一層強化して、全学的な教育力を向上させる。【3】 ② 多様な教育方法に対応し、学生の主体的な学習を支援できるよう、教育環境の基盤的整備を進める。【4】	(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ①-1 学部前期課程教育では、教養学部を責任部局としつつ、全学的な実施組織を整備して初年次ゼミナール等の安定的な運営を行うとともに、定期的に初年次教育に対する授業評価を行う体制を整え、不断の改善に取り組む。学部後期課程教育では、各学部がそれぞれの学問領域の基盤となる教育を担うとともに、学部横断型教育プログラム等を開講するための支援体制を充実させる。【7】 ①-2 大学院教育では、各研究科がそれぞれの特性を活かして先端的な教育を担うとともに、研究科相互の協力体制を強化し、附置研究所・センターもこれに積極的に協力する。また、「国際卓越大学院」の設置に向けて準備委員会を組織するとともに、全研究科共通の授業科目や研究科横断型教育プログラム等を開講するための支援体制を充実させる。【8】 ①-3 東京大学の教育がその目的に沿って適切に実施されるよう、全学として最適な教員配置を実現する。国内外から多様で優れた教員を確保するため、教員配置に際して、クロス・アポイントメント等の柔軟な人事措置を活用する。【9】 ①-4 ティーチング・アシスタント（TA）能力の向上を組織的に推進するため、教育支援者としてのTAの役割を見直すとともに、大学院学生を対象とした教育支援や教育者としての基礎を教授するフューチャー・ファカルティ・プログラム（FFP）やTA研修を積極的に活用する。【10】 ①-5 学部・大学院教育の改善活動を支援するCTL（Center for Teaching and Learning）機能を本郷・駒場Iキャンパスに整備し、各部局と連携して、FDの実施、教育へのICT活用、学生の授業評価の活用等を推進する。【11】 ②-1 老朽化した施設・設備の改善、構成員の多様性に配慮したユニバーサルデザイン、国際交流や課外活動の推進など、教育及び安全性・省エネ性等に関連するあらゆる観点から、教室・実験棟・体育館等の教育施設、図書館、博物館、隔地附属施設等の整備・改善を進める。【12】
(3) 学生への支援に関する目標 ① 学生の主体的な学びを支え、自主的な選択を支援する総合的な学生支援体制を整備し、多様な学生に対するきめ細やかな支援を行う。【5】	(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 ①-1 多様な学習履歴や個々の事情に応じて、教員・専門職員をはじめ、学生も参加した教育上のきめ細かな指導・助言を行う学習支援体制を整備する。具体的には、学生生活全般の問題についても気軽にアドバイスを受けることができるよう、一定の

② 意欲と能力のある人材の育成と教育の機会均等を確保するため、学生への経済的支援を維持しつつ、優秀な大学院学生への支援を充実させる。【6】	訓練を受けた学生を積極的に活用する「ピアサポート」制度を充実させる。【13】 ①-2 学生がメンタルヘルスに関する専門的な助言や援助を受けることができる支援体制を充実させ、発達障害・精神障害も含めた障害のある学生への修学面での支援や配慮を提供できる全学体制を一層強化する。【14】 ①-3 卒業生ネットワークの活用等によって、教育課程や学問分野に応じたキャリア形成に関する相談や就職支援に関する取組をさらに推進する。具体的には、卒業生による業界研究会や、公務員志望者を対象者としたガイダンス等の機会を提供し、また博士・ポスドクを対象としたキャリア支援として、企業就職を視野に入れたガイダンス等を充実させる。【15】 ①-4 今後、増加が予想される短期・長期留学生、及び外国人学生の修学・研究の遂行や生活一般について、相談窓口を充実させる。【16】 ②-1 経済的に困窮する学生や留学生への支援に加え、地方出身の学生、女子学生、優秀な人材の入学及び意欲や能力のある学生の留学を促進するため、各種の奨学・奨励制度を堅持する。また、優秀な人材の博士課程進学を奨励・促進するためのT A、R Aの制度を整備するとともに、博士課程学生の4割以上が教育研究に専念できる経済的支援（概ね日本学術振興会特別研究員研究奨励金相当）を受けられるようにする。【17】 ②-2 経済的に困窮する学生、留学生や地方出身の学生の修学を支援するため、学生寮等の住環境を整備する。具体的には、豊島地区・目白台地区等の学生宿舎について整備を行う。【18】
（4）入学者選抜に関する目標 ① 東京大学のアドミッション・ポリシーに基づく多様な入学試験を	（4）入学者選抜に関する目標を達成するための措置 ①-1 学部一般入試においては、受験者の機会均等及び選考の公正さを尊重する観点か

実施する。【7】 ② 入学者選抜の多様化に対応するための体制を整備する。【8】	ら、アドミッション・ポリシーに基づく記述解答式の学力試験による入学者選抜をさらに改善しつつ継続する一方、意欲や適性等を含めた志願者の能力を多面的に判断する推薦入試を着実に実施する。特に、推薦入試による入学者については、入学後の学習や活動の状況を調査し、その情報を蓄積することで、次期の入学者選抜の在り方の検討に活用する。【19】 ①-2 外国学校卒業学生特別選考や学部英語コース特別選考においては、国ごとの教育制度の相違を考慮した多様な評価尺度を用いた入学者選抜を行い、海外の有力大学と競いながら引き続き優秀な学生を獲得することを目指す。【20】 ①-3 大学院入試においては、引き続き、それぞれの学問分野の特性に応じた適切な入学者選抜方式によって入学者・進学者の質を確保する。さらに、選抜方式の工夫によって、海外から優秀な人材を広く募集する仕組みを構築する。具体的には、出願様式等を電子化するとともに、ウェブによる出願システムを構築し、導入可能な研究科から順次試行を行う。【21】 ②-1 入学者選抜方式の多様化に対応するための全学組織としてアドミッション・センター(AC)を設置し、学部入試における入学者選抜を統括する。具体的には、推薦入試等の実施に係る業務を行うとともに、一般入試や推薦入試等による入学者の学修や活動状況に関する追跡調査などを着実に実施し、入学者選抜方式の改善に資する取組を行う。また、国際化推進学部入試の拡充に伴って、国際広報を含めた国際化推進学部入試担当室の機能を強化する。【22】
2 研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 ① 世界の学術を牽引する総合研究大学として、人文科学・社会科学・自然科学のあらゆる学問分野において卓越性と多様性を追求するとともに、これを基盤として新たな学問領域の創成に積極的に取り組み、世界に先駆けて新たな知を生み出し得る世界最高水準の研究を実施する。【9】	2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 ①-1 学部・研究科等は、基礎分野から最先端の応用分野まで幅広い学術研究のさらなる活性化を図り、学問領域の総合的な発展を継続遂行する。附置研究所は、国内外に広く開かれた最先端の研究拠点として新しい学問領域を先導的に切り拓き、学術の多様性に寄与する。センターは、萌芽的・先端的研究の育成または教育研究の支援を行う。大学全体として、総合研究大学にふさわしい基礎的・基盤的研究を堅実に継承・発展させるとともに、研究の分野間連携の強化を図り、イノベーションを推進し、研究成果の社会的還元を目指す。【23】 ①-2 国際共同利用・共同研究拠点及び共同利用・共同研究拠点においては、大学の枠を超えて国内外の研究者の知を結集するとともに、研究情報を国内外に提供あるいは発信し、当該分野の学術研究を効率的・効果的に推進する。さらに、共同研究の

成果や活動のアウトリーチを強化し、研究の社会への発信や国際研究交流を促進する。【24】

- ①-3 総長室総括委員会の下に各種の研究機構等を設置するなど、学術的・社会的課題に対して先駆的・機動的・実践的に応えうる研究拠点を形成し、融合領域の研究や課題解決に向けた研究を推進する。また、研究機構等の評価を定期的に行い、研究活動の水準の維持・向上に努めるとともに、組織の在り方についても点検を行い、必要に応じて適切な支援をする。特に、その卓越性が客観的に認知された国際高等研究所などの研究拠点については、重点的な組織整備を行う。【25】

(2) 研究実施体制等に関する目標

- ① 研究の多様性を促進しつつ、研究競争力を世界主要国と比肩しうるよう適正かつ機動的な予算確保及び教員配置に努め、研究環境の整備を推進する。【10】

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 教員人事に関しては、国籍性別等の区別なく、世界最高水準の人材を集め、学問分野の多様性を確保すると同時に、異分野間の融合を推進することも念頭に置き、資源を適切に配分する。また、際立った研究成果に対するインセンティブの付与、教員の処遇の弾力化などを推進する。【26】
- ①-2 卓越した若手研究者が、安定性のあるポストに就きながら、産学官の機関や分野の枠を越えて、独創的な研究に専念できる環境の整備を組織的に行き、それに必要なポストとして300ポストの確保及び若手教員比率を28%以上とすることを目指す。また、研究者の多様化推進の観点から、組織的に社会人の研究者や外国人研究者、女性研究者の積極的な採用と育成に重点を置くとともに、将来の研究を担う女子学生や留学生に対して明確なキャリアパスを示し、修士・博士課程への進学を奨励する。【27】
- ①-3 研究を安定的に継続するため、また新たな研究展開を推進するため、高度な専門性を有する研究を支援する人材の育成及び制度化を行う。さらに、研究者が研究に専念できる時間を確保し、萌芽的研究の遂行や国際ネットワークの拡大の機会を増やすために、サバティカル制度の積極的かつ有効な活用を推進する。【28】
- ①-4 広範な学問領域を健全に発展させるとともに、世界最高水準の卓越した研究や若手研究者の育成等に資するため、資源配分の安定性と恒常性に配慮しつつ、全学的

な研究環境の整備をさらに推進する。また、安全・安心な研究環境の確保のため、老朽施設等の改善整備を進めるとともに、研究スペースをはじめとするインフラの整備を推進する。【29】

3 社会との連携及び社会貢献を志向した教育・研究に関する目標

① 社会との連携を効果的に促進することで、東京大学を「知の協創の世界拠点」とし、我が国の社会及び国際社会の持続的発展に貢献するとともに、本学から生まれた知の社会への展開を効果的に進めるベンチャー創出、知財管理の仕組みの高度化・改革を推進する。【11】

② 社会に開かれた大学として、東京大学に関係する全世代の能力を結集するため、卒業生、退職教員等からなる人的ネットワークを充実させ、教育・研究体制における多様性を拡大する。【12】

3 社会との連携及び社会貢献を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

①-1 大学の研究能力及び研究成果を活用して、公共部門の活動または民間の公益活動に対し支援及び提言する各部局の取組を組織的にも促進・援助し、我が国並びに国際社会に生起する諸問題の解決に資する。【30】

①-2 大学から生み出される知の社会への還元をより効果的に進めるために、知財管理等の高度化を図り、共同研究、技術移転及びベンチャー創出を促進する。【31】

①-3 社会の各界との対話を密にするとともに、投資・支援を幅広く受け入れる仕組みを整備することによって、大学が社会の諸課題に応えられる人材の育成及び研究を行う体制・環境を充実させる。【32】

②-1 機関リポジトリによる研究成果の発信や公開オンライン講座による教育情報の発信を拡大するなど、大学から社会への知の発信を情報通信技術の積極的な活用により拡充し、様々なアウトリーチ活動を展開する。また、大学教育と初等中等教育の接続のための教育プログラムを充実させ、高等教育への導入と一貫した人材育成を推進する。【33】

②-2 史料・標本・図書等、所蔵する学術資産を適切に保管し継承すると同時に、アーカイブ化や社会への公開を進め、学内者、教育機関、一般社会による学術資産の活用を促進する。【34】

②-3 卒業生を含む優秀な社会人が学生として再び大学に戻り、自身の学びと研究を深める、あるいは研究員や講師として後進の教育研究を支援することを可能にするプログラムの充実と体制整備を進め、社会との幅広い相利共生の関係を構築する。そのため、学術と社会を結ぶ卒業生、退職教員等からなる人的ネットワークを充実させる。【35】

4 産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標

- ① 大学によるイノベーション活動の世界拠点化のため、産業競争力強化法に基づく認定特定研究成果活用支援事業者に対する出資事業を行うとともに、人的及び技術的援助等を通じて、大学における技術に関する研究成果の事業化及び教育研究活動の活性化を図る。
【13】

4 産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 ファンド・オブ・ファンズまたは共同投資等を通じた、既存ベンチャーキャピタル事業者への切れ目ない資金提供等の取組を実施する認定特定研究成果活用支援事業者の活動を通じて、大学のイノベーションエコシステムの充実に貢献する。
【36】
- ①-2 大学における教育研究活動を活性化させるため、社会との連携を通して構築された「知の協創の世界拠点」としての東京大学における人材循環を確立するための取組を実施する。【37】
- ①-3 大学のイノベーションエコシステムを充実するため、様々なベンチャー支援機関等と連携した取組を実施する。【38】

5 その他の目標

(1) グローバル化に関する目標

- ① 「知の協創の世界拠点」にふさわしい教育研究環境を充実させ、教育研究のグローバル化を推進し、我が国ならではの総合研究大学の新しい世界展開モデルを創出するとともに、中長期戦略に基づく関連組織と事務体制の機能強化を図る。【14】

5 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

- ①-1 第2期中期目標期間中に構築した海外の有力大学との通常の学術交流協定を越えた特別な協力関係（戦略的パートナーシップ）を活用して教育研究の国際展開を図り、提携大学・提携機関との間で、共通カリキュラムや共同研究等の新しいスキームを構築する。【39】
- ①-2 学生の国際的流動性を高めるため、全学協定等に基づく交換留学を促進する。具体的には、質の高い海外大学と学生交流協定の締結を進め、80校以上の海外大学との全学協定を目指す。また、各学部・研究科の協力のもと、全学学生交流協定による交流学生数を年間200名以上に拡大する。こうした取組により、学生が卒業までに何らかの形で国際体験（学内での留学生との交流体験を含む）ができるような環境を整備する。【40】
- ①-3 学部段階で、英語をはじめとする外国語による授業数を500にすることを目指す。また、外国語を初めて習う段階から、外国語で最先端の研究内容を学ぶ段階まで、個々の学生に適合した習熟度別のカリキュラムを整備するとともに、2つの外国語を習得して母語を含む3つの言語の運用能力を育成するトライリンガル・プログラム（TLP）を充実させる。さらに、前期課程において平成27年度から正規科目として導入された「国際研修」を活用し、学生が早期のうちに海外で学ぶ機会を得られるようにする。【41】
- ①-4 日本人学生と外国人留学生がより効果的に交流できる国際宿舍等の検討を行い、多様な学生たちが早期から触れ合い刺激し合う環境を整備することを目指す。【42】
- ①-5 グローバル化に対応するために、教職協働組織である国際本部を発展的に改組し、業務体制を強化するとともに、現有職員の一層のレベルアップに取り組む。また、語学力を含む十分な国際業務対応能力を持つ職員を積極的に採用しつつ、国内外における職員の研修を実施する。【43】
- ①-6 分野の特性に応じて国際公募を行い、外国人教員・研究者を積極的に雇用する。また、サバティカル制度を積極的に活用して若手教員に長期海外研修の機会を与え、教員集団全体のグローバル化を推進する。【44】

（２）附属病院に関する目標 ① 大学病院としての医療の質の向上を図り、先端医療開発を推進しつつ、優れた医療人の育成を図るとともに、安定的な運営基盤を確保する。【15】	（２）附属病院に関する目標を達成するための措置 ①-1 超急性期医療体制及び患者の療養環境をさらに充実させることにより、医療の質を向上させ、がんの集学的治療や移植医療等を推進するとともに、他医療機関との連携を強化する。【45】 ①-2 クリニカルリサーチセンターの設置、臨床研究のモニタリング体制及び支援体制の機能強化により、研究環境を改善し、新たな医薬品、医療技術等先端医療の開発と提供を推進する。【46】 ①-3 初期臨床研修プログラム及び研修環境を改善し、専門医制度改革に伴う専攻医の育成において大学病院としての役割を果たす。また、臨床実習生の受入や医療従事者の生涯教育を行い、優れた医療人の育成に取り組む。【47】 ①-4 平成29年に竣工を予定している新病棟の円滑な開設を目指すとともに、社会情勢を見極めつつ、持続的な病院運営基盤のためのマネジメント機能を充実させる。【48】 ①-5 医科学研究所附属病院は、時代の要請に応じ、新規予防・治療法開発に向けて橋渡し研究・早期臨床試験の拡充と人材育成を推進し、国立大学国際共同利用・共同研究拠点研究所附属のユニークなプロジェクト病院として、学内・学外の先端医療開発の支援にも取り組む。【49】
（３）附属学校に関する目標 ① 附属学校の設置目的を踏まえ、これからの中等教育における教育実践研究の在り方を示す。【16】	（３）附属学校に関する目標を達成するための措置 ①-1 本校の特徴でもある教科・総合的な学習における探究的な学びと特別活動が、大学での学びや実社会での生活に、どんな時にどのような効果を与えているかを、これまでの双生児研究の蓄積を活かしながら、卒業生の調査も視野に入れて検証していく。【50】 ①-2 東京大学全学の学生のための教員養成に関して、教育学部との連携を強めながら協力する。【51】

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

- ① 総長のリーダーシップの下、総合研究大学としてのスケールメリットと各教育研究組織の自律性を活かした活力ある組織運営を行う。【17】
- ② 多様性に富み活力ある教職員組織を構築する。【18】

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ①-1 「東京大学憲章」に基づき、学内外の意見も踏まえつつ、総長のリーダーシップにより運営方針を具体化し、その実現に向けて経営支援機能を強化する。【52】
- ①-2 総長のリーダーシップにより、教育研究分野の多様性等を考慮しつつ、教育研究組織の再編成や整備、学内資源の再配分等を機動的、戦略的、重点的に行う。また、各部局の自律性を活かし、適正かつ効率的な業務運営を促すとともに、その多様で特色ある主体的な取組を積極的に支援し、全学でその情報を共有する。【53】
- ②-1 クロス・アポイントメント制度等の柔軟な人事給与上の措置により、教員の人材交流の推進や積極的流動性を促進し、国内外の優秀な人材を採用・確保する。さらに教員の不断の自己研鑽による教育研究能力の向上を促す。また、卓越した若手研究者のために安定性と流動性を両立させる人事給与制度を実現し、雇用環境を抜本的に改善する。【54】
- ②-2 性別、年齢、国籍、障害の有無等にとらわれず、能力・適性に応じた雇用・人事を行い、教職員の多様性を高める。男女共同参画の促進や国際化の推進の観点から、組織的に女性教職員や短期間の招聘を含めた外国人教員の割合を高めていく。教員に関しては、女性教員比率を25%まで高めることを目指していく。特に、「若手教員の雇用に関する計画」に基づき、若手女性教員の安定的なポストを確保していく。また、職員に関しては、就労環境の改善を推進し、女性幹部職員の登用率を20%にすることを目指していく。【55】
- ②-3 教育研究活動の多様化・高度化に適切に対応するため、高度な専門性を有する教育研究を支援する職員の確保と育成を推進する。また、研修、スタッフ・ディベロップメント（SD、職能開発）や自己啓発の促進等を通じ、職員の能力向上に取り組むとともに、職員の適性や意向に配慮した複線型キャリアパスを形成し適切な人事配置を行い、大学経営や研究教育支援を担う資質や実践力に応じた処遇に改善する。このキャリアパス開拓のため、近隣大学を中心に人事交流に関する協定を締結し、人材流動、人材育成のためのアライアンスを構築する。【56】

2 教育研究組織の見直しに関する目標 ① 我が国の学問全体を継承発展させ、また社会において活躍できる人材を持続的に育成するため、教育研究組織を整備及び強化する。 【19】	2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 ①-1 日本を牽引する基幹教育研究機関としての位置づけを維持・強化しつつ、時代の要請に対して速やかに応えるため、組織を柔軟に再編する仕組みを構築する。具体的には、学生定員管理方式の弾力的な運用、最先端/高度学際的研究分野の設置・拡充等、全学的な教育研究組織の設置や運営について見直しを進める。【57】 ①-2 教育研究業務を柔軟かつ速やかに運営、実行するため、教員と事務の間を橋渡しする高度な専門性を有する教育研究を支援する職員等のスタッフを配備し、留学生や外国人教員などの多様な構成員のニーズにも配慮した教育研究のサポート体制を充実させる。【58】
3 事務等の効率化・合理化に関する目標 ① 継続的な既存の業務の見直しの徹底、システム化等を通じ、事務の効率化・合理化による業務運営等の機能強化を行う。【20】	3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 ①-1 教育研究に係る諸課題を適切に遂行するため、教員と職員との役割分担を見直しつつ、教員と多様な職員が密接に連携して業務に取り組む「教職協働」の更なる推進を行う。また、全学で使用する業務システムの融合化（新学務システム開発及び事務システム基盤の導入）を推進することにより、利用者の利便性を高めるとともに、既存業務の見直しを進め、効率化や合理化を図り業務運営等の機能強化を行う。【59】
Ⅲ 財務内容の改善に関する目標 1 資金の安定確保に関する目標 ① 教育研究等の強化を目指し、財源の多元化を図り、大学の運営に必要な資金を確保する。【21】	Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資金の安定確保に関する目標を達成するために必要な措置 ①-1 世界最高水準の教育研究の維持・発展に資するため、外部資金・自己収入の獲得に努め、大学の事業費に占める、外部資金・自己収入比率を増加させる。さらに、資産・資金の積極的な獲得とその有効活用により、平成33年度末までに実質100億円程度の自由度の高い財源を生み出す。【60】 ①-2 外部資金の獲得を促進するため、継続的に外部資金情報の迅速な把握及び学内への提供を行うとともに、受け入れた研究資金・間接経費等の情報を一元的に管理する。【61】 ①-3 寄附の受入を促進するための取組を進める。特に東京大学基金の充実のための取組を強化し、基金を拡充する。【62】

2 資金の効果的使用及び透明性確保に関する目標 ① 効果的な学内資金配分を行い、限られた資金を有効に利用する。【22】	2 資金の効果的使用及び透明性確保に関する目標を達成するための措置 ①-1 教育研究分野の多様性や特性及び財務の透明性確保に配慮しつつ、財務データを最大限活用した学内資金の効果的な配分を行うとともに、財源の多様化を連動させつつ、大学の事業費に占める総長の裁量による配分資金割合を増加させる。【63】 ①-2 教育研究等の質の向上を図るために必要な人件費を確保しつつ、効果的な運用を行う。【64】
3 資産の運用管理の改善に関する目標 ① 資産の有効活用を推進する。【23】	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 ①-1 資金運用を大学の財務マネジメントとして重視し、余裕金の運用効率を高めて、運用額を増やすとともに、市場の変化の中においても、リスク管理に留意しながら、大学法人が運用可能な手段を最大限活用し、より有利な条件での運用を行う。【65】 ①-2 保有する不動産の現状を適切に把握して、その有効活用を行うとともに、本来業務に支障のない範囲で、貸付を積極的に行い、民間需要と資金による施設整備と収益事業運営を進める。【66】
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 ① 東京大学の特性を生かしその運営改善に資する自己点検・評価を実施する。【24】	IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 ①-1 各組織の目標及び大学全体としての多様性を最大限に尊重しつつ、社会的、国際的な視点にも留意した自己点検・評価または外部評価を全ての教育研究部局において実施し、その結果を公表する。また、その結果及び大学の国際比較の検証結果等を収集分析し、教育研究の質の向上や組織運営の改善・強化に活用する。【67】
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標 ① 教育研究の成果を国内外に広く発信し、東京大学の国内外でのプレゼンスを向上させる。【25】	2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置 ①-1 教育研究や大学運営等の諸活動の状況を積極的かつ適時適切に社会に発信するため、ウェブサイト、SNS、出版、広告等多様な発信手段の活用を推進するとともに、海外に向けても発信力を強化する。その一環として外国語のコンテンツを充実

させる。【68】

V その他業務運営に関する重要目標**1 施設設備の整備・活用等に関する目標**

- ① 多様性に富む世界最高水準の教育研究活動の展開を可能とするため、社会的課題に先導的に対応できるような魅力あふれるキャンパス環境の整備を推進する。【26】

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置**1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置**

- ①-1 本郷・駒場・柏の3極を中核とした「東京大学キャンパス計画大綱」（役員会議決）に基づき、各地区キャンパスの再開発・整備計画の策定・見直しを行い、東京大学の機能強化や地域・社会との共生のためのキャンパス・施設について、PFI事業も含め機動的かつ計画的な整備を推進する。【69】
- ①-2 大学キャンパスを通じて持続型社会モデルの提案を目指すTSCP（Today Sustainable Campus Project）に基づき、2030年度迄にはCO2排出量を2006年度比でほぼ半減することを目指し、省エネルギー等に配慮したキャンパス作りに取り組む。【70】
- ①-3 安全・安心な教育研究環境の確保のため、耐震対策、老朽化が進行している施設・設備インフラ及びバリアフリー化等について計画的な整備・更新を推進する。【71】
- ①-4 既存施設の長寿命化を計画的に図るため、国の定めたインフラ長寿命化計画（行動計画）等に基づき、施設・設備の定期的な点検と適切な維持保全及び整備を推進する。【72】
- ①-5 東京大学の機能強化等に対応するため、施設の戦略的・効率的運用を図る観点から、全学的な共同利用スペースの確保・運用を行う。【73】

2 安全管理に関する目標

- ① 教育研究活動の安全衛生確保と安全教育の仕組みを活用して、安全管理体制を整備する。【27】

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ①-1 教育研究活動における安全衛生の確保を継続して推進するため、組織的な連携体制の下、学内管理者の教育に取り組むとともに、キャンパスのグローバル化に対応して安全教育・講習等の英語化を進める。【74】
- ①-2 薬品等の遵法管理のため、薬品管理システムの機能改良を進める。また、学生・教職員に化学物質等の取扱い技術や知識を習得させる安全教育を継続して実施し、教育研究における化学物質等の適正な使用・管理を推進する。【75】

② 学生・教職員の安全を確保し、災害における被害が軽減されるよう協力体制の整備を進めるとともに、情報セキュリティの強化を推進する。【28】	②-1 学生・教職員等の安全を確保するため、部局相互及び主要キャンパス施設間の連携や関係機関との連携を図り、防災に備えた連絡・避難・備蓄等の相互協力体制のさらなる整備に取り組む。【76】 ②-2 実効性の高い情報セキュリティ体制の強化を図るため、状況を定期的に確認するとともに、情報セキュリティの専門スタッフを充実させる。【77】
3 法令遵守等に関する目標 ① 学問の府としての社会的・公共的使命を果たし、健全で適正な大学運営を担保するため、法令・規則等の厳格な遵守に係る個別構成員の意識啓発の取組を推進する。【29】	3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置 ①-1 情報倫理の教育・研修による適切な情報管理を徹底し、情報機器やライセンスの適正な利用を促進する。【78】 ①-2 基本的人権を尊重する観点から、全ての構成員が障害の有無等に拘わらずその個性と能力を十全に発揮し得るよう、公正な教育・研究・勤務環境の整備を図るとともに、人権の侵害を防止する取組を推進する。【79】 ①-3 高い研究倫理を東京大学の精神風土とするため、全構成員に対する研究倫理教育の充実など、高い研究倫理意識を醸成し、研究不正を事前に防止するための取組を推進する。【80】 ①-4 研究費の適切な管理運営について、社会に対する説明責任を十分に果たす一方、研究の円滑な遂行を妨げることなく不正使用を防止できる仕組みを構築するため、研究現場の実情に即した実効性のある取組を推進する。【81】 ①-5 不正な行為が生じた際には、迅速かつ的確に対応する。【82】

中 期 目 標	中 期 計 画
	VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照
	VII 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 20, 114, 248千円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。
	VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 1. 重要な財産を譲渡する計画 ・ 大学院農学生命科学研究科附属緑地植物実験所の土地の全部（千葉県千葉市花見川区畑町1487-1外 47,139.17㎡）を譲渡する。 ・ 検見川第二職員宿舎の隣接地（千葉県千葉市花見川区浪花町1010外 6,673.92㎡）を譲渡する。 ・ 白金学寮の土地の全部（東京都港区白金四丁目464-1外 2,453.55㎡）を譲渡する。 ・ 大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センターの土地の一部（岩手県上閉伊郡大槌町赤浜二丁目106-10 9,552.97㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市西達布 6,316.91㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市6811-1地先 415.66㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市6812-1地先 973.97㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市西達布 317.20㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市12032 1,932.69㎡）を譲渡する。 ・ 野尻寮跡地の土地の全部（長野県上水内郡信濃町大字野尻海端365外 2,725.46㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市字東山4176-1地先 1,650.45㎡）を譲渡する。 ・ 柏キャンパスの土地の一部（千葉県柏市柏の葉五丁目1-122 603.67㎡）を譲渡する。 ・ 地震研究所広島地震観測所アンテナ施設跡地（広島県広島市安佐北区落合七丁目1408外 603.48㎡）を譲渡する。 ・ 駒場第二職員宿舎の土地の一部（東京都目黒区駒場三丁目865-6の一部 60㎡）を譲渡する。 ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市11663地先 外 74.62㎡）を譲渡する。

- ・ 大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構の土地の一部（東京都西東京市北原町三丁目2667番 外 3,475.60㎡）を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林田無演習林の土地の一部（東京都西東京市緑町一丁目2558番2 外 1,919.40㎡）を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市7279-1地先 外 7,881.40㎡）を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市2564-8地先 164.01㎡）を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所の土地の一部（愛知県犬山市大字今井字成沢91-12 1,913.14㎡）を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市字老節布5601番 外3筆 640.11㎡）を譲渡する。
- ・ 生産技術研究所附属千葉実験所跡地の土地の一部（千葉県千葉市稲毛区弥生町1-8 30,859.07㎡）を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林天津事務所の土地の一部（千葉県鴨川市天津字龍ヶ尾761番1 110.82㎡）を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構の土地の一部（東京都西東京市緑町一丁目2560番1 外 2,598.31㎡）を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

- ・ 医学部附属病院における建物新営工事及び、病院特別医療機械の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。
また、医科学研究所附属病院における病院特別医療機械の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学医科学研究所附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が生じた場合は、全学的な観点に立ち、本学の教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費に充てる。

X その他**1. 施設・設備に関する計画**

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
【施設整備費補助金】 ・（医病）病棟（Ⅱ期） ・（本郷）アカデミックコモンズ ・（本郷）図書館改修Ⅱ ・（白金台）総合研究棟改修（医科学研究所） ・（大槌）災害復旧事業 ・（本郷）図書館改修Ⅲ ・（本郷）（地震）総合研究棟施設整備事業（P F I） ・（駒場Ⅱ）駒場オープンラボラトリー施設整備事業（P F I） ・（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業（P F I） ・（駒場Ⅰ）駒場コミュニケーション・プラザ施設整備事業（P F I） ・（本郷）総合研究棟（工学部新3号館）（B O T）（P F I） ・（本郷）クリニカルリサーチセンター整備等事業（P F I） ・大型低温重力波望遠鏡（KAGRA）計画 ・大口径チェレンコフ宇宙ガンマ線望遠鏡（CTA）計画 【大学資金】 ・（医病）病棟（Ⅱ期） ・（本郷）アカデミックコモンズ ・（本郷）図書館改修Ⅲ ・（白金台）総合研究棟改修（医科学研究所）	総額 73,382	施設整備費補助金 (13,570) 大学資金 (21,071) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (37,314) （独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (1,254) 他機関補助金等 (173)

- ・（大槌）災害復旧事業
- ・（白山）小石川植物園温室整備
- ・（本郷）総合研究棟（工学部新3号館）（BOT）（PFI）
- ・（本郷）クリニカルリサーチセンター整備等事業（PFI）

【長期借入金】

- ・（医病）病棟（Ⅱ期）
- ・柏キャンパス整備
- ・新豊島国際学生宿舎
- ・目白台国際宿舎
- ・（田無）再開発
- ・1.5T MRI 装置
- ・救急治療及び生体情報管理システム
- ・CT 装置
- ・消化管及び泌尿器透視装置

【（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金】

- ・小規模改修

【他機関補助金等】

- ・（白山）小石川植物園温室整備

（注1）施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

（1）雇用方針

- ・性別、年齢、国籍、障害等の有無にとらわれず、能力・適性に応じた雇用・人事を行い、教職員の多様性を高める。
- ・教員人事に関しては、国内外の世界最高水準の人材を集め、学問分野の多様性を確保すると同時に、異分野間の融合を推進することも念頭に置く。

(2) 人材育成方針

- ・教育研究活動の多様化・高度化に適切に対応するため、高度な専門性を有する教育研究を支援する職員の確保と育成を推進する。また、研修、スタッフ・ディベロップメントや自己啓発の促進等を通じ、職員の能力向上に取り組む。
- ・卓越した若手研究者が、安定性のあるポストに就きながら、産学官の機関や分野の枠を超えて、独創的な研究に専念できる環境の整備を行う。

(3) 人材交流

- ・職員に関して、能力や専門性の向上を図るため、国内外の研修や出向の制度を活用する。
- ・クロス・アポイントメント制度等の柔軟な人事給与上の措置や年俸制の導入等により、教員の人材交流の推進や積極的流動性を促進する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 493,757百万円
(退職手当は除く)

3. 中期目標期間を超える債務負担

(P F I 事業)

(地震) 総合研究棟施設整備事業

- ・事業総額：2, 412百万円
- ・事業期間：平成17年～平成29年度(13年間)

(単位：百万円)

年度 財源	H 2 8	H 2 9	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費 補助金	138	142	280	0	280
運営費 交付金 及び 大学資金	43	39	82	0	82

(駒場Ⅱ) 駒場オープンラボラトリー施設整備事業

- ・事業総額：1, 754百万円
- ・事業期間：平成17年～平成29年度(13年間)

(単位：百万円)

年度 財源	H 2 8	H 2 9	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費 補助金	96	98	194	0	194
運営費 交付金	38	36	74	0	74

(柏) 総合研究棟(環境学研究系)施設整備事業

- ・事業総額：6, 306百万円

・事業期間：平成18年～平成29年度（12年間）

（単位：百万円）

年度 財源	H28	H29	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費 補助金	413	424	837	0	837
運営費 交付金	109	99	208	0	208

（駒場Ⅰ）駒場コミュニケーション・プラザ施設整備事業

・事業総額：3,179百万円

・事業期間：平成18年～平成30年度（13年間）

（単位：百万円）

年度 財源	H28	H29	H30	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費 補助金	161	161	161	483	0	483
運営費 交付金	73	70	68	211	0	211

（海洋研）総合研究棟施設整備等事業

・事業総額：255百万円

・事業期間：平成19年～平成31年度（13年間）

（単位：百万円）

年度 財源	H28	H29	H30	H31	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
大学資金	26	26	26	26	104	0	104

（本郷）総合研究棟（工学部新3号館）（BOT）

- ・事業総額：9, 8 2 4 百万円
- ・事業期間：平成 2 1 年度～平成 3 5 年度（1 5 年間）

(単位：百万円)

年度 財源	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費 補助金 及び 大学資金	156	156	156	156	156	156	936	312	1, 248
運営費 交付金	101	98	94	91	87	84	555	157	712

(本郷) クリニカルリサーチセンター整備等事業

- ・事業総額：3 7, 6 1 7 百万円
- ・事業期間：平成 2 4 年度～平成 4 4 年度（2 1 年間）

(単位：百万円)

年度 財源	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費 補助金 及び 大学資金	874	1, 128	1, 643	1, 470	1, 470	1, 470	8, 055	10, 540	18, 595
運営費 交付金 及び 大学資金	334	538	696	816	792	768	3, 944	7, 054	10, 998

(注) 金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等による所要額の変更も想定される。また、施設整備の一定部分は施設整備費補助金によるが、その具体的な措置については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 ((独) 大 学改革支 援・学位 授与機 構)	2,772	2,414	2,483	2,459	2,499	2,708	15,335	18,324	33,659

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(単位：百万円)

年度 財源	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (民間金融 機関)	0	80	114	114	815	815	1,938	18,417	20,355

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(債券)

(単位：百万円)

年度 財源	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
債券 償還金	0	0	0	0	0	0	0	20,000	20,000

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

該当なし。

4. 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ① 「東京大学ビジョン2020」推進プロジェクト（仮称）の一部
- ② 東日本大震災への対応
- ③ 産学共同の研究開発による実用化促進等に係る事業
- ④ その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務